平成２６年（フ）第４８５号
静岡県藤枝市仮宿1124番地
債務者　木戸口浩子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
北海道網走郡大空町女満別大東168番地
債務者　中尾　隆利
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１７５５号
神奈川県藤沢市城南１丁目４番12号
債務者　森　　英治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９５号
千葉県野田市山崎2056番地の11
債務者　八田　敬三
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見付　泰範
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９８号
千葉県松戸市南花島２丁目33番地の４　パブリック24―110号
債務者　加藤　勇一
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月２日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８号
長野県南佐久郡南牧村大字海尻860番地１
債務者　井出　　寿
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　一彦
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１０２号
鳥取県米子市上後藤８丁目１番46号
債務者　荒濵健太郎
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　寿朗
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３１０号
大分市大字奥田819番地の１　プリムール604
債務者　戸田由美枝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
島根県大田市温泉津町小浜イ11番地甲
債務者　山川　隆宏
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県淡路市楠本2415番地１
債務者　石田　拓宏
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
北海道滝川市東町６丁目７番14号　東団地27号
債務者　笠井富美榮
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
福岡県久留米市長門石４丁目13番58号　トウインクル山下Ｂ201号、前住所福岡県久留米市南４丁目27番20―103号
債務者　柿本　慎治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　宏吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６８号
福岡県久留米市田主丸町上原400番地
債務者　大熊　　博
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７９号
平成26年６月１日までの住所宮城県黒川郡大和町吉岡東３丁目１番地の５　グランメール大善Ⅱ―Ａ202、現在の住所宮城県以下秘匿
債務者　秀城　和則
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１０１４号
さいたま市岩槻区大字鹿室959番地１、旧住所東京都北区東田端２丁目16番２号
債務者　渡邉　健二
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係